

じゅんかん わかやま

会報

VOL. 51
2024年 新春号



癒しの県 和歌山



一般社団法人
和歌山県産業資源循環協会

目次

1. ごあいさつ	
① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長 松田 美代子	2
② 和歌山県知事 岸本 周平	3
③ 和歌山市長 尾花 正啓	4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長 高垣 栄一	5
2. 行政ニュース	
① 和歌山県ごみの散乱防止強化月間を中心とした県の取組紹介	6
② ゲームで学ぼう！災害ごみのこと	12
③ 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引の改定について	14
④ アスベストの事前調査における資格の義務化について	14
⑤ フロン類の回収が確認出来ない機器の引き取りは違法です	17
⑥ 土壌汚染対策法について	22
3. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会理事会	
令和5年度第2回・第3回理事会	26
4. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動	
① 令和5年度リスクアセスメント推進研修会	27
② 第26回クリーンアップキャンペーン	28
③ 産業廃棄物処理現場担当者研修会	29
④ 令和5年度第2回災害廃棄物部会	30
⑤ 不法投棄防止巡回パトロール	30
⑥ 第7回親睦チャリティーゴルフコンペ	34
⑦ 相互安全衛生パトロール	35
⑧ 青年部会活動	37
5. 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係	
① 会議報告	38
② 全国産業資源循環連合会政治連盟	39
6. 事務局だより・情報コーナー	
① 「令和5年度和歌山県ごみの散乱防止強化月間」出発式への出席について	39
② 災害廃棄物処理に対する取り組み	40
③ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会	42
④ 許可期限のお知らせ	43
⑤ 会員ニュース	44
⑥ 新入会員の紹介	45
⑦ 協会への入会の勧誘	47
⑧ 建設業の経営事項審査の加点対象について	48
⑨ 全産連和歌山県地区政治連盟への加入のお願い	49
⑩ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について	50
⑪ 大阪湾広域臨海環境整備センターからのお知らせ	56
7. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の令和5年主要事業・行事	58

新年のごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
会長 松田 美代子

新年あけましておめでとうございます。

会員皆様におかれましては、良き新年をお迎えのことと存じます。また、平素から（一社）和歌山県産業資源循環協会運営に多大なご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、国は、今後の日本経済の在り方に取り組むため、成長志向型の「資源自律経済戦略」を策定しました。我が国が経済成長していくためには、産官学連携、動静脈連携は不可欠な要素であり、これらをより加速していくためサーキュラーエコノミー（循環経済）という言葉が大きく取り上げています。従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の一方通行なリニアエコノミー（直線型経済）から脱却し、3Rを活用して廃棄までの寿命を長くするリサイクルエコノミーを今以上に推し進め、資源の効率的な使用、長期的利用や循環利用、適正な廃棄物管理を徹底することにより、生産、消費、リサイクルが循環し、究極的には廃棄が発生しないという考え方です。また、カーボンニュートラルにおいてもライフサイクル全体における温室効果ガスの排出低減につながり、天然資源の投入量や消費量の制限を図れることで、生物多様性や大気、水、土壌などの保全、自然環境への影響を低減するという観点からも重要な考え方となります。

岸田首相は、サーキュラーエコノミー（循環経済）は日本の得意分野であり、地方活性化においても大切だと述べ、循環型社会形成推進基本計画の中で、地方創生の観点も踏まえたサーキュラーエコノミー政策を中長期的に重要な柱として位置づけ、2024年夏に見直すことを明らかにしています。循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたもので、我々業界にも大きく影響することが想定できます。こうした中、和歌山県においても2023年10月に「わかやま資源自律経済ビジョン」が策定され、私も委員として参加させていただきました。国の動向や参加者の様々な意見を聞く事ができ、静脈産業である我々業界において、サーキュラーエコノミー（循環経済）の「廃棄を無くす」ための動静脈連携の加速にはアンテナを高くしておくことが必要であると思っています。会員皆様におかれましては、まだ聞きなれない言葉だとは思いますが、我々廃棄物を扱う者にとっても非常に重要で関連性の深い事項であり協会としても情報の収集に努めてまいります。

結びにあたり、私をはじめ役員一同、微力ではありますが（一社）和歌山県産業資源循環協会の発展に尽力してまいりますので、会員皆様には協会の取り組みへのご理解とご協力、ご参加をお願いするとともに、更なるご繁栄とご健勝を祈念し新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ



和歌山県知事 岸 本周 平

あけましておめでとうございます。

謹んで県民の皆さまに新春のお慶びを申し上げます。

知事に就任してから一年が経ちました。この間、県内32ヵ所で「タウンミーティング」を開いて、県民の皆さまのご意見を聞き、地域ごとに異なる様々な課題を拾い出し、県政を推進してきました。県庁としては、多様性（D:ダイバーシティ）、公平（E:エクイティ）、包摂（I:インクルージョン）をモットーに、いわゆる「DEI」を大切にしていきたいと考えています。そのため、すべての個人の幸福追求の権利を実現するため、「障害者差別解消条例」の制定や「部落差別解消推進条例」の改正、同性パートナーによるパートナーシップ宣誓制度の導入に取り組みました。

また、昨年6月の台風第2号による災害に対して、補正予算等で早期の災害復旧を行うなど、国土強靱化、防災・減災の事業も実施しています。加えて、県庁内に、観光、DX、地方創生、ワーケーション、国際化、文化・芸術、子ども食堂、不登校をテーマとし、和歌山県にゆかりのある方をチームリーダーに迎え、県職員と一体となったワーキングチームを作り、具体的な政策の提案と事業を行っています。

本年は、引き続き、農業、林業、水産業など一次産業の活性化、世界遺産登録20周年を迎える「紀伊山地の霊場と参詣道」や白浜をはじめとする温泉地を中心に、新たに作成したキャッチフレーズ「聖地リゾート！和歌山」とロゴマークを活用した観光産業の振興を進めます。また、子どもの健やかな成長の促進を図るため、食事の提供を通じて子どもの居場所や地域の交流拠点としての機能が期待される「子ども食堂」を、令和7年度までに全小学校区に開設することを目標として設置を推進するなど、子育て世帯の支援や創造的な人材の育成も図ってまいります。

また、世界的に脱炭素社会の実現が求められるなど産業構造が大きく転換するなか、国が推進するGX（グリーントランスフォーメーション）官民投資に関連して、今後10年以内に大規模な県内投資を呼び込むことで、和歌山県がGX実現先進県、脱炭素社会先進県となることを目指し、カーボンニュートラルに資する産業の振興や循環型経済をつくるため、県民の皆さまや県内の企業との協働を進めてまいります。

さらには、第35回全国「みどりの愛護」のつどいの開催や、串本古座高校では公立高校として全国初となる宇宙専門コースが始まる予定です。また、2025年大阪・関西万博での和歌山ゾーン出展に向け準備を進め、皆さまとともに機運を盛り上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、新しい一年が、県民の皆さまにとって輝かしい年となりますことをお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします

新年のごあいさつ



和歌山市長 尾花正啓

あけましておめでとうございます。一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様が健やかに新年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

日頃より、各種講習会や機関誌の発行等を通じて廃棄物の適正処理の推進や資源循環の促進にご尽力いただいていることに加え、不法投棄防止巡回パトロール、浜の宮ビーチにおけるクリーンアップキャンペーン等に取り組んでいただいていることに心から感謝申し上げます。

昨年、夏の開催としては4年ぶりに「連～縁（つながり）の再生～」をコンセプトに、第55回紀州おどり「ぶんだら節」を開催することが出来ました。コロナ禍で人々のつながりが希薄となっていた中で、色とりどりの浴衣で大勢の方にご参加いただき祭りを華やかに盛り上げていただきました。今年も多くのイベントを通じ、人々のつながりを再生させていけたらと思います。

さて、気候変動問題の解決に向けて世界的に温室効果ガス削減の取組が進められており、日本においても2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指している中、本市においても、脱炭素の取組の一環として、再生可能エネルギーを利用したEV車の普及や太陽光発電設備・蓄電池、エネファーム導入補助による民間の創エネ・省エネへの取組を進めています。また、青岸汚泥再生処理センターでの脱炭素社会に向けての取組も開始しました。これまでし尿や浄化槽由来の汚泥は脱水し、焼却による熱回収にて発電を行っています。しかし、焼却時の二酸化炭素排出や灰の最終処分が必要となることから、更なる環境負荷を抑えた再生処理方法として汚泥を有機質肥料化する実証実験を開始しました。これにより、二酸化炭素を削減しつつ、環境にやさしい肥料の安定供給や肥料を使った遊休農地の解消、更には汚泥由来の肥料で育てた野菜や果物の地産地消へと繋ぎたいと考えています。今後、さらにこれらの取組を推進し、オール和歌山市で環境にやさしいまちづくりを進めてまいりたいと思います。

循環型社会の核としての役割を担う貴協会の皆様におかれましても、今後も本市の環境行政とりわけ脱炭素社会の実現及び循環経済の推進にご理解とご協力を賜り、環境にやさしいまちづくりの支えとなっていただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の皆様の益々のご発展と、本年が皆様にとって更なる飛躍の年となるよう祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます

新年のごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 高 垣 栄 一

新年あけましておめでとうございます。

令和6年の年頭に当たり、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様方におかれましては、清々しい新年を迎えられましたことと心からお慶び申し上げます。

また皆様には、平素より産業廃棄物の適正処理の推進に努められるとともに、不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に大きく寄与されておりますことに、心から敬意を表する次第です。

さて、和歌山県警察では、令和5年10月末現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件で62件、71人（前年同期比-5件、同+2人）を検挙しています。

近年、県内の廃棄物事犯の検挙件数はほぼ横ばい傾向ですが、全国的には依然として人目に付かない山中に産業廃棄物を大量に投棄する等の大規模で悪質・巧妙な廃棄物事犯が多数発生しています。

当県内におきましても、事件の内訳を見ますと、一般廃棄物の不法投棄及び不法焼却等事件で47件52人を検挙、対して産業廃棄物の不法投棄及び不法焼却等事件では15件19人を検挙と、事件検挙のうち実に1/4近くが産業廃棄物によるものです。

もちろん規模の大小にかかわらず、不法投棄や不法焼却のような環境犯罪は、一度発生すれば自然環境を破壊して取り返しのつかないダメージを与えるとともに、県民の生活や健康に多大な被害が及ぶおそれがあるものですから、未然防止はもちろん、早期把握、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要です。

当県警でも、県下73名を民間ボランティアである「紀の国環境モニター」に委嘱するなどして、関係機関と連携のうね不法投棄事犯の早期把握に努めております。

本年も引き続き和歌山の豊かな自然環境を保全し、県民生活の安心・安全を守るために、関係機関と連携を図りながら、各種取締りを強化するとともに、効果的な広報・啓発活動を積極的に推進してまいりますので、変わらぬ貴協会のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年は辰年ですが、「辰」は草木が伸長し、形が整い、活気にあふれている様子を表します。

貴協会の「辰」のような益々のご発展、ご活躍と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

2 行政ニュース

2-① 和歌山県ごみの散乱防止強化月間を中心とした県の取組紹介

和歌山県循環型社会推進課

令和2年4月「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」が一部施行され、同年10月に全面施行されたことから、県では毎年10月を「ごみの散乱防止強化月間」に設定しています。

この期間中、県では県民の皆様や県産業資源循環協会、企業団体、関係自治体、関係機関等と協働して積極的な取組みを実施、県民に対してより一層の環境保全に対する意識の向上を促し、ごみの散乱防止に努めています。

特に県産業資源循環協会には、県内各地の巡回パトロールで不法投棄廃棄物の撤去等を実施していただき、多大な御協力をいただきました。

県では、期間中、1 監視指導の強化、2 撤去清掃活動、3 啓発活動の三つを柱とし、次のような活動を実施しました。

1 監視指導の強化

(1) 通報協力依頼

協力団体、ラジオ放送を通じて不法投棄通報の呼び掛け
広報誌、廃棄物指導室ホームページへの掲載

(2) 主な監視パトロール

環境監視員によるごみ散乱多発場所における重点パトロール
保健所と管内市町村・警察署の合同監視パトロール
海上保安庁との合同海上パトロール 写真①
(海南海上保安署10月5日実施)

廃棄物指導室、保健所合同で解体工事現場立入検査 写真②

(3) 監視カメラによる監視強化

県で100台以上の監視カメラを導入
監視カメラを県内のいたるところに設置して監視を実施

2 主な撤去清掃活動

わかやまごみゼロ活動応援制度登録団体による清掃活動
県産業資源循環協会と合同による和歌山市内一円不法投棄防止巡回パトロール
(10月12日実施)
県産業資源循環協会と合同による紀の川市周辺不法投棄防止巡回パトロール
(10月19日実施)

3 主な啓発活動

和歌山県ごみの散乱防止強化月間出発式（10月3日実施） 写真③

県税事務所・警察署との合同路上啓発活動（軽油抜取路上検査時に実施） 写真④

県管理道に設置されている電光掲示板による周知 写真⑤

広報車による啓発活動

スポGOMI大会（上富田町）における参加者への啓発活動（10月21日実施） 写真⑥

このように県では、陸上でのごみの散乱を防止し海洋ごみ問題解決、また県民の皆様にとって健康で文化的な生活の構築に向けた取組みを引き続き行っていきますので、会員の方々の御協力を今後ともよろしくお願いします。

写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



〈その他の取組紹介〉

災害廃棄物啓発グッズ

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するには、県民の皆さんに災害廃棄物の処理に関する基礎的な知識を平時から身につけていただくことが重要です。

県では災害廃棄物について、子供から大人まで楽しみながら学べる啓発グッズ（かるた、カードゲーム、すごろく）を作成しています。

詳細は当課のホームページ又は12ページのチラシをご覧ください。



また、啓発グッズを活用した出前講座も実施しておりますので、ご希望される場合は実施希望日の1カ月前までに当課（073-441-2675）までお申し込みください。

和歌山県認定リサイクル製品制度

資源の循環的な利用及びリサイクル産業の育成を目的に、原材料となる循環資源が主に県内で発生したものなどの基準に適合したリサイクル製品を、県は「認定リサイクル製品」として認定し、当該製品の優先使用に努めるとともに、普及啓発のため広く情報提供を行っています。

令和5年度の認定審査会を11月27日に開催し、新規製品5製品を含む30製品が認定されました。

【貴協会会員の製品認定 6事業者9製品】

株式会社大瀧商店 「エコマイト」

紀北造園土木株式会社 「木製看板」

株式会社和歌山建材リサイクルセンター 「再生単粒度砕石R（3号）」ほか2製品
株式会社尾花組 「RC-40」
合同リサイクルセンター株式会社 「再生粒度調整石（RM-30）」ほか1製品
杉谷産業株式会社 「再生クラッシャーラン」

わかやまプラスチックごみ削減県民運動

県民の皆様のプラスチックごみ削減の意識を高めるために、昨年度から「プラスチックごみ削減 キャンペーン」を実施するとともに、事業者の皆様のごみ削減の取組を県のホームページなどで紹介する「プラスチックごみ削減協力事業者制度」を実施しています。

（1）【県民向け】プラスチックごみ削減キャンペーン

皆さんが取り組んでいる（あるいはこれから取り組もうと思う）プラスチックごみ削減の取組を選んで頂き、募集期間内に応募頂くと、抽選で30名の方にマイボトルが当たるキャンペーンを行います。是非ともご応募ください。

募集期間：令和5年12月1日（金）～令和6年2月29日（木）

応募資格：県内に在住・在勤・在学の方で、日本国内で郵便物等の受取が可能な方

※詳しくは、10ページに掲載しているチラシをご覧ください。

（2）【事業者向け】プラスチックごみ削減協力事業者制度

プラスチックごみ削減の取組を1つ以上実践する事業所、団体等を県が「プラスチックごみ削減協力事業者」として登録し、県のホームページでご紹介させていただきます。また、登録いただくと登録証とステッカーを交付させていただきます。

募集期間：随時受付しています。

登録資格：事業所、団体等のうち、プラスチックごみ削減の
取組1つ以上実践する事業所等



プラスチックごみ削減 キャンペーン

令和5年 12月1日(金)

令和6年 2月29日(木)

プラスチックごみが海の環境や生物に影響を及ぼしています。
プラスチックごみを減らすための皆さんの取組を教えてください!

応募資格

和歌山県内に在住・在勤・在学の方で、
日本国内で郵便物等の受取が可能な方
※未成年者は保護者の同意を得て応募してください。

抽選で
30名の方に
マイボトルが
当たります!

応募方法

応募は以下のいずれかで

1 応募フォームから



2 郵送・FAX・メールでの応募

(郵送の場合、当日消印有効)

①～③を記入して、下記まで応募してください

- ①氏名(ペンネーム及び本名)
- ②当選した際のプレゼント送付先住所
- ③あなたの取組(写真があれば同封してください)

3 SNS (Instagram) での応募

- ①「エコの和(和歌山県環境生活総務課)」
(@eco_no_wa) をフォロー
 - ②ハッシュタグ「#わかやまプラごみ削減」をつけ、
あなたの取組や写真を投稿
- ※非公開アカウントに設定されていないかご確認ください。

あなたの取組は、こちらから

あなたが取り組んでいる(あるいはこれから取り組もうと思う)プラスチックごみ削減の取組を選んでください(複数選択可)

- マイボトル・マイバッグを使用する
- なるべく詰替商品を利用する
- 地域の清掃活動に参加する
- お店でプラスチック製のフォークやスプーンをもらわない
- 宿泊の際にはアメニティ(歯ブラシなど)を持参する
- 店頭回収に協力する
- その他

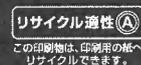
※応募写真や応募内容は、和歌山県HPなどで紹介することがあります。

応募・問合せ先

和歌山県 循環型社会推進課 〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

TEL: 073-441-2675 FAX: 073-441-2685

E-mail: e0318001@pref.wakayama.lg.jp



この印刷物は地球環境に優しい、植物油インキを使用しています。

きいちゃんカルタ



災害ごみの基礎知識を5・7・5の標語にまとめた災害ごみカルタです。読み札には様々なきいちゃんのイラストをこしらえていますので、コレクションとしても利用することができます！
全体的に紅葉テイスト、和風テイストに仕上げていますので、秋の行楽シーズンなどにみんなでわいわい楽しめます。



読み札



取り札

【解説】
びしょ濡れになった畳は乾いた状態よりも重くなり、大人4～5人でやっと運べるくらいになるワ！訓練のときも、あえて畳をびしょ濡れにしてどのくらい重くなるか実証してみるのも効果的だワ！

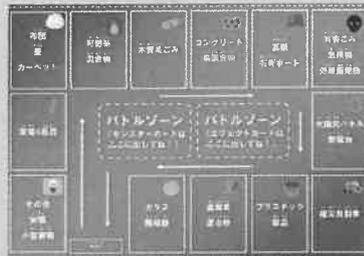
D.WASTE

REVOLUTION OF STORAGE

(災害ごみ ～保管革命～)



1対1の対戦を通じて、災害ごみの種類や分別・処理方法等について知ることができるトレーディングカードゲームです。
ポケモンカードゲーム等と同様に、対戦用のカード(災害ごみをモンスターに見立てたカード)と対戦を補助するカード(エフェクトカード)を駆使し、自分だけのオリジナルデッキを構築して、知能戦を繰り広げることができます！



仮置場に見立てたバトルマット



モンスターカード



エフェクトカード

D.Waste Revolution は、令和5年6月にかつらぎ町で、同年7月に白浜町で、それぞれ小学校の環境学習で活用し、大変好評でした！

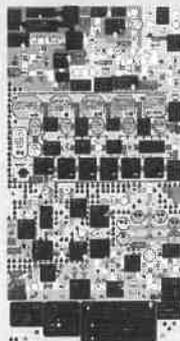


かつらぎ町立大谷小学校での活用の様子
(<https://www3.nhk.or.jp/news/wakayama/20230629/2040015105.html>)

片付けごみの冒険



災害ごみ、とくに被災家屋から排出された畳や家具などの片付けごみが、どのようなプロセスを経て最終処理されるのかについて、すぐろく形式で学ぶことができるゲームです。
プレイヤーは、6種類の片付けごみの駒から1つ選び、RPG風の4ステージを下から上へ進み、先にゴールしたほうが勝ちとなります。最終ステージでは、駒ごとに進む道が分岐します！



- ステージ4：スノーマン出現
仮置場から処理施設までのルート
- ステージ3：モミジが出現
仮置場での保管・運び出し作業
- ステージ2：ヒマワリ出現
集積所から仮置場までのルート
- ステージ1：サクラタウン
被災家屋から集積所までのルート

川崎市で8月に実施された市民向けワークショップで使用していただきました！
参加者同士のアイスブレイクにもうってつけです！



2-③ 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引の改定について

和歌山県循環型社会推進課

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が改正（令和5年9月16日施行）されたことに伴い、産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引を改定しました。

【主な変更点】

同時に二以上の申請書又は届出書を提出する場合において、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一つの申請書等にその書類を添付すれば、他の申請書等にはその書類の添付を省略することができます。

この場合、他の申請書又は届出書には、添付書類を省略した旨の申立書（参考様式を当課のホームページに掲載しています。）を添付してください。



2-④ アスベストの事前調査における資格の義務化について

和歌山県環境管理課

◆ アスベストとはどんなもの

アスベスト（石綿）は天然の鉱物で、熱や摩擦に強いという特徴があり、アスベストを用いた製品は、その耐火性能の高さ等から建築物や工作物に多用されました。

しかし、飛散したアスベストを吸引することで肺がんや中皮腫を発症する発がん性が社会問題となり、現在では、新たなアスベスト製品の製造・使用等は禁止されています。

◆ 建築物等の解体・改修時には事前調査（アスベストの有無）が必要です

建築物等の解体・改修時には事前調査が義務付けられており、一定規模以上の工事は報告が必要です。事前調査の報告をせず、もしくは虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金が科せられます。

◆ 資格者等による事前調査が義務化されました

建築物の事前調査において、令和5年10月1日から資格者等による実施が義務付けられました。建築物の解体・改修時には資格者等による事前調査の徹底をお願いします。

◆ アスベストを含む建材を使用した建物を解体する際には

建築物等の解体等作業を行う際において、対象建築物にアスベスト含有建材がある場合は、大気汚染防止法に定められている作業基準を遵守の上、飛散防止対策の徹底をお願いします。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

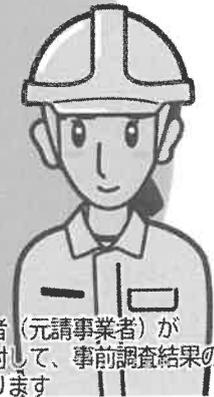


事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます



事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年10月1日
着工の工事から！！

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

) 材料費も含めた工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含まれます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

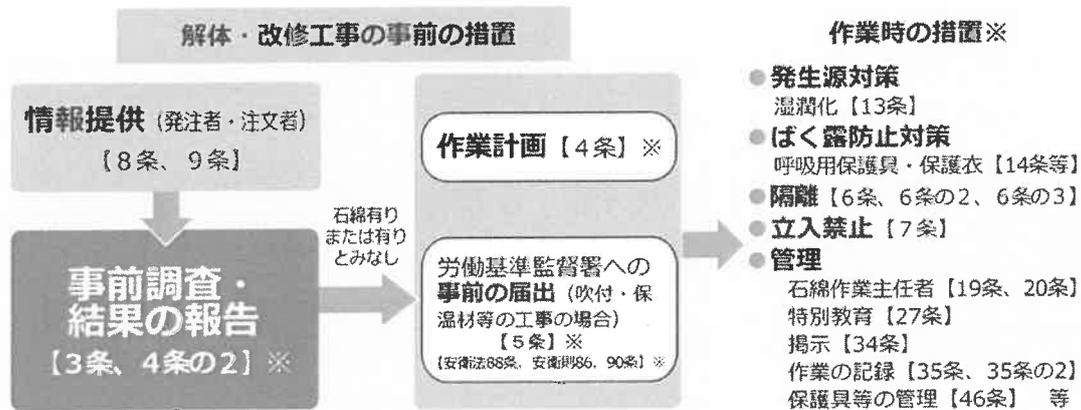
※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべてが必要です）。

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、※又は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種手続きについて

事前調査結果報告システムの操作方法について

石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

GヒズIDについて

GヒズIDトップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。

2022.10

2-⑤ フロン類の回収が確認出来ない機器の引き取りは違法です ～建築物解体時や機器引取時において、フロン類の適正な処分をお願いします～

和歌山県環境管理課

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法」という。)により、製造から廃棄まで包括的な排出抑制対策が求められています。

特に、業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び業務用冷凍機器は、フロン類を扱う第一種特定製品として規制されており、法に基づきフロン類を確実に回収する必要があります。

【建設・解体業者の皆様】

～建物解体時には事前確認が必要です～

建築物等の解体工事の元請業者は、第一種特定製品の有無を確認の上、工事発注者に「事前確認書」で説明し、その書面の写しを3年間保存しなければなりません。

また、事前確認の結果、第一種特定製品があり、廃棄する場合には、機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければなりません。

【廃棄物・リサイクル業者の皆様】

～フロン類が回収されたことを確認できない機器の引取りは、法で禁止されています～

機器を引き取る際は、引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認してください。

なお、第一種フロン類充填回収業者として自らフロン類を回収する場合は、引き取りが可能です。

※家庭用の製品についても、家電リサイクル法、廃棄物処理法によりフロン類の回収が義務づけられています。

罰則の強化

フロン類をみだりに放出した場合、行政指導などを経ることなく、即座に1年以下の懲役または50万円以下の罰金などの、刑事罰の対象となります。業務用のフロン類使用機器を処分する際は、十分にご注意ください。

問い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課
電話 073-441-2688

建設・解体業者の皆様へ

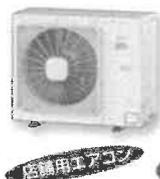
フロン排出抑制法の改正により

2020年
4月施行

建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の
対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



建設・解体業者

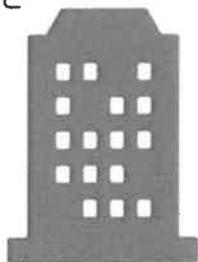
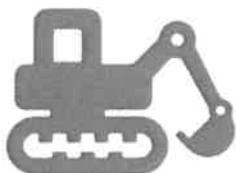
やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。

改正点 その書面の写しを3年間保存。

- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)

- ③ フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う
機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、
50万円以下の罰金

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

違反した場合、
50万円以下の罰金

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
*都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

- 廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!
- ※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



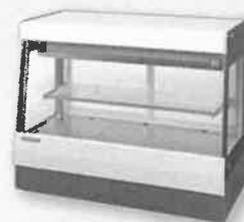
店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

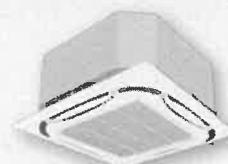
対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

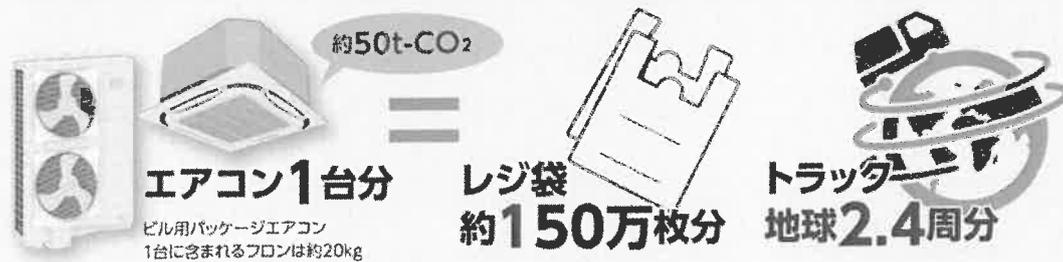
A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



◆ 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律で、平成15年2月から施行されています。

★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について

一定の規模※以上の土地の形質の変更を実施する際は、着手日の30日前までに届出が必要です。届出をせずに、当該土地の形質の変更に着手した場合には罰則があります。

※一定の規模…有害物質使用特定施設が設置されている土地については900㎡
それ以外の土地は3,000㎡

★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書のオンライン手続きの開始について

【届出する土地が和歌山市内の場合対象外】

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の手続きについて、和歌山県電子申請システムを利用したオンライン手続きを開始しました。

必要書類や手続き方法については、和歌山県電子申請システムに記載していますので、ご確認ください。

URL：<https://shinsei.pref.wakayama.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

→上記のページにアクセス後、「和歌山県」の「一定の規模以上の土地の形質変更届出書」を選択してください。

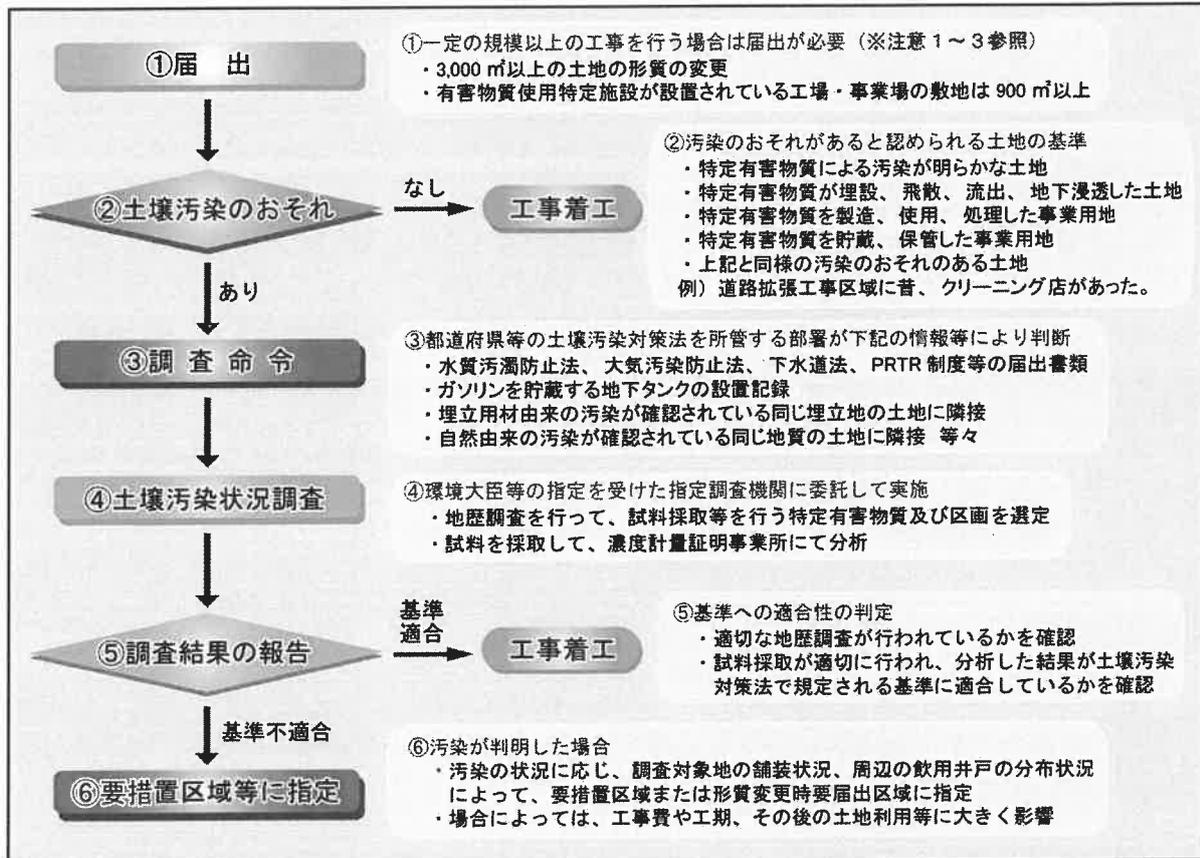
工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000 m²（又は 900 m²）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の 30 日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第 66 条第 2 号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

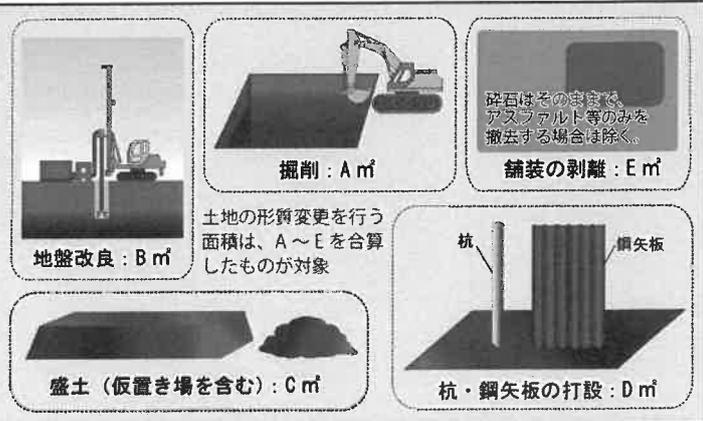
<法第 4 条第 1 項の手続の流れ>



注意 1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm 以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含みます。

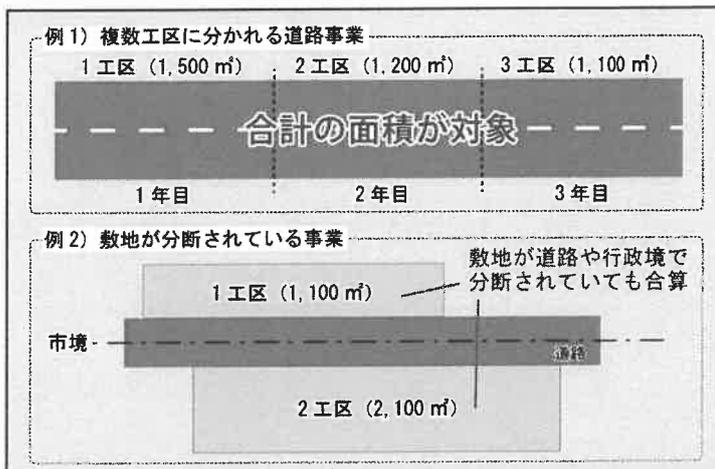
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



注意 2：一体と見なすことができる工事は総面積でカウント

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

＜一体と見なすことができる工事の定義＞
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



注意 3：対象外になる工事は 3 要件とも該当すること

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

未届事案を防止するための取組事例

- ・開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



＜開発行為に係る届出等が規定されている法令の例＞

都市計画法（第 29 条関係）	農地法（第 4 条、第 5 条関係）	騒音規制法（第 14 条関係）
建築基準法（第 6 条関係）	農業振興地域整備法（第 15 条関係）	振動規制法（第 14 条関係）
工場立地法（第 6 条関係）	宅地造成等規制法（第 8 条関係）	森林法（第 10 条、第 34 条関係）
土地改良法（第 96 条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）	文化財保護法（第 93 条関係）
道路法（第 24 条関係）	自然公園法（第 20、21、33 条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署 (<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>) にお問い合わせ下さい。

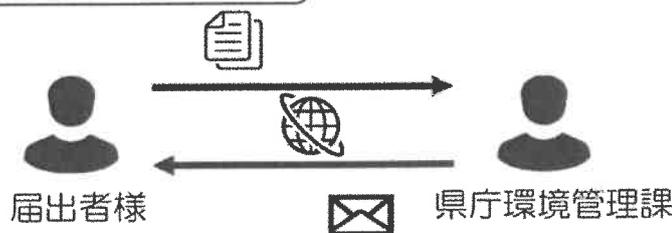
環境省水・大気環境局土壌環境課



土 壌 汚 染 対 策 法 オンライン手続きの開始のお知らせ

- ・3,000㎡以上の土地の形質の変更を伴う工事をする場合、土壌汚染対策法に基づき、着手の30日前までに届出が必要です。
- ・和歌山県の電子申請システムを利用することで「一定の規模以上の土地の形質の変更届出」の手続きがオンラインでも可能となりました。
- ・従来どおり、紙媒体による手続きも可能です。
- ・紙媒体の場合でも県庁環境管理課に提出していただけます。

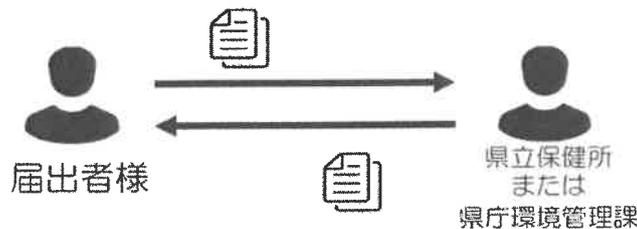
オンライン手続きの場合



【和歌山県電子申請システムを利用した手続きとなります】

- ・書類の提出は電子申請システムを経由して行っていただけます。
- ・書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは電子書面で通知文を発行します。

紙媒体の手続きの場合



- ・書類の受付は、県立保健所または県庁環境管理課が行います。
(※受付を行う県立保健所は、土地の形質の変更をする場所を管轄する保健所です。
例：紀の川市→岩出保健所、上富田町→田辺保健所)
- ・書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは書類を受付けた保健所又は県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは紙媒体で通知文を手交します。

【手続きにおける注意点】

- ・紙媒体による手続きの場合で、県立保健所又は県庁環境管理課に必要書類を提出する際は、担当者不在を避けるため、あらかじめの電話連絡にご協力ください。
 - ・必要書類の有無の確認・作成にあたっては、県庁環境管理課HP又は電子申請システムに掲載している届出書作成の手引きをご確認ください。
- ※届出対象範囲が和歌山市内の場合は、和歌山市環境政策課に手続き方法をご確認ください。

お問い合わせ先：和歌山県庁環境管理課 環境保全班 TEL：073-441-2683

和歌山県環境管理課土壌汚染対策法ホームページ

URL： <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>

和歌山県電子申請システム

URL： <https://shinsei.pref.wakayama.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

→アクセス後、「和歌山県」の「一定の規模以上の土地の形質変更届出書」を選択してください。

3 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆令和5年度第2回理事会及び常任理事会

開催日：令和5年8月24日（木）

場 所：酒直ビル3F 会議室

（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①新入会員及び退会会員承認の件について

②令和5年度安全衛生活動事業について

③第7回親睦チャリティーゴルフコンペの開催について

④次回理事会の開催日程について

⑤その他

について協議のほか、

15件の報告がありました。



◆令和5年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：令和5年11月21日（火）

場 所：和歌山市勤労者総合センター4F 大会議室

（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③令和5年度支部研修会の開催及び日程について

④令和5年度県外視察研修会の開催について

⑤表彰規程内規の一部変更について

⑥事務局の年末年始の業務について

⑦次回理事会の開催日程について

⑧その他

について協議のほか、

15件の報告がありました。



4 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

4-① 令和5年度リスクアセスメント推進研修会

安全衛生活動事業の一環として、職場における安全衛生体制構築の重要性を再認識し、会員事業所の労働安全衛生水準の向上を目的に、令和5年度リスクアセスメント推進研修会を開催しました。

開催日時：令和5年9月6日（水）13：30～16：30

開催場所：和歌山商工会議所4階 大ホール

講師：和歌山労働基準監督署 安全衛生課 課長 鳥越 奨一郎 氏
一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 安全衛生促進委員
大島 吉訓 氏、樋口 真司 氏、酒本 吉伸 氏、尾崎 一成 氏

参加者数：59名（内会員外9名）

研修内容：和歌山労働基準監督署の鳥越課長から「大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の一部改正に伴い、建築物の解体・改修工事の石綿（アスベスト）の事前調査において資格者等による調査が義務化されることについて」講義いただいた後、当協会の安全衛生促進委員が「事業場に潜む危険性や有害性が引き起こす、労働災害や健康障害の除去・低減措置に取り組むためのリスクアセスメントの実施方法について」講義、実務演習を行いました。

- 講義1 …… 解体・改修工事の石綿の事前調査における資格の義務化について
- 講義2 …… 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性
- 講義3 …… リスクアセスメントの基本と実施に向けて
- 実務演習 …… リスクアセスメントの体験（廃棄物処理現場のリスク見積り）



4-② 第26回クリーンアップキャンペーン

令和5年9月17日(日)に、毎年恒例となっているクリーンアップキャンペーンを*わかやまごみゼロ活動として実施しました。

例年は、浜の宮ビーチ(和歌山市)と天神崎海岸(田辺市)の2カ所で開催していましたが、今回、初めて煙樹ヶ浜(美浜町)で開催し、協会員及び会員のご家族、各関係行政等、104名の方々にご参加いただきました。当日は、流木を7山、漂着物を中心としたペットボトルや木くず等の可燃ごみをパッカー車1台分、テレビ等の家電、鉄くず等の不燃ごみを軽トラック1台分回収しました。

日曜日の早朝にもかかわらず、資機材を提供して頂きました会員様、ご参加いただきました全ての皆様にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後も継続してクリーンアップキャンペーンを実施するとともに、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を県民に認知されるよう、努力して参りますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

*わかやまごみゼロ活動とは、和歌山県が「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つとして、ごみの散乱防止について県民意識の高揚、自主的な清掃活動の促進を目的に、県民及び県内事業者が実施する清掃活動であり、当協会のクリーンアップキャンペーンが認定されています。



4-③ 産業廃棄物処理現場担当者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】

この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的とし、本年度から(公社)大阪府産業資源循環協会のご協力を頂き、専務理事兼事務局長 龍野 浩一 氏を講師としてお招きし開催しました。

また、新たなテキストを使用し、実際に産業廃棄物処理に携わる方々が、廃棄物の適正処理事業を行う者として、さらに理解を深めていただきました。

今後、産業廃棄物については、益々、廃棄物の適正処理、取り扱いが厳しく求められてきます。またそれに伴う法改正、コンプライアンス遵守が必要とされますので、研修会を通じて対応できるよう、また、継続した学習にご参加いただけるよう、毎年、開催したいと考えています。

- ☆開催日 令和5年9月29日(金) 受付9時15分～
- ☆開催場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 4階
- ☆申込人数 94名
- ☆受講料 当協会会員 6,000円(税込)
非会員 9,000円(税込)
- ☆研修内容 9:50～10:00 開会あいさつ
10:00～12:00 講義(法体系・定義と区分・事業者処理責任・
処理基準・処理施設・帳簿・許可制度)
13:00～16:20 講義(処理業者の責務・処理委託基準・管理票
制度・措置命令)
16:20～16:30 修了証・CPDS受講証明書交付
16:30～ 質疑応答

※すべての科目を受講し研修会を修了された方に対し、修了証とCPDS受講証明書(6ユニット)を交付しました。



4-④ 令和5年度第2回災害廃棄物部会

災害廃棄物部会では、和歌山県及び和歌山市、和歌山県内29市町村と締結している大規模災害時における協定書・覚書に対応する協会体制の構築及び関係機関等との連携を推進していくことを目的に活動しています。

令和5年10月10日（火）に当協会の会議室で令和5年度第2回災害廃棄物部会を開催し以下の内容について協議しました。



【内容】

- (1) 災害廃棄物部会委員について
- (2) 災害廃棄物部会組織について
- (3) 災害廃棄物処理の対応範囲について
- (4) 各会員事業所と市町村との協定等の締結状況について
- (5) 資機材とオペレーターについて
- (6) その他

4-⑤ 不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、平成17年度から実施している不法投棄防止巡回パトロールを本年も、※わかやまごみゼロ活動として和歌山市、紀の川市、田辺市の3か所で、不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を掲示した清掃用特殊車両やトラック等で実施し、不法投棄された廃棄物を回収可能な範囲で撤去しました。谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。



※わかやまごみゼロ活動とは、和歌山県が「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つとして、ごみの散乱防止について県民意識の高揚、自主的な清掃活動の促進を目的に、県民及び県内事業者が実施する清掃活動であり、当協会の巡回パトロールが認定されています。

1. 和歌山市内一円

(1) 実施日：令和5年10月12日（木）

(2) 参加者：23名

㈱ヴァイオス	2名	㈱貴志安商店	2名
㈱紀洋	1名	㈱玖保忠	1名
㈱坂口興業	1名	田中海運㈱	2名
㈱日ノ本組	1名	㈱目良建設	2名
㈱吉建	1名	和歌山プレス㈱	1名
和歌山県廃棄物指導室	3名	和歌山市産業廃棄物課	2名
和歌山市一般廃棄物課	2名	産業資源循環協会	2名

(3) 巡回コース：和歌山市西の丸広場➡和歌山北高等学校西校舎付近（回収）➡森林公園

➡川辺の湯 安庵

➡青岸エネルギーセンター（搬入）

※➡は啓発パトロール

(4) 使用車両：2tユニック1台、軽ダンプ3台、軽トラック2台、乗用車5台
計11台

(5) 撤去した物：冷蔵庫、洗濯機、車のバンパー、キックボード、雨樋、便器、カーペット、ペットボトル、空き缶、空き瓶、木くず、金属くず、ガラスくず及びその他可燃ごみ

(6) 撤去した量：2tユニック1台、軽ダンプ3台 計450kg

(7) 撤去場所等：和歌山北高校西校舎から森林公園の道沿い空き地及び斜面の3か所



2. 紀の川市周辺

(1) 実施日：令和5年10月19日（木）

(2) 参加者：28名

赤井工業(株)	5名	(株)イヌイエコシステム	2名
(株)ヴァイオス	2名	S Jリサイクル(株)	1名
紀北造園土木(株)	1名	西洋環境開発(株)	2名
(株)相互商会	1名	大栄環境(株)	2名
(有)バックキーズ	2名	(株)三高産業	2名
和歌山県廃棄物指導室	2名	岩出保健所	2名
紀の川市環境衛生課	2名	産業資源循環協会	2名

(3) 巡回コース：紀の川市役所→紀の川市中津川（回収）→紀の川市重行（回収）→紀の川市神通（回収）→紀の川市役所
 ↓
 紀の海クリーンセンター（搬入）

※→は啓発パトロール

(4) 使用車両：2tユニック1台、軽ダンプ1台、軽トラック7台、乗用車4台
 計13台

(5) 撤去した物：冷蔵庫、洗濯機、テレビ、レンジ、電気ポット、マッサージ器、車のバンパー、車のシート、タイヤ、ホース、ペットボトル、空き缶、空き瓶、木くず、金属くず、ガラスくず及びその他可燃ごみ

(6) 撤去した量：2tユニック1台、軽ダンプ1台、軽トラック4台 計2,600kg

(7) 撤去場所等：紀の川市中津川・重行・神通の3ヶ所



3. 田辺市周辺

(1) 実施日：令和5年11月9日（木）

(2) 参加者：22名

㈱共栄建設工業	1名	(有)国辰商事	1名
㈱資源開発	1名	(有)志場商店	1名
田辺工業(有)	2名	(有)日置川清掃	1名
㈱山本スクラップ	2名	㈱吉田組	3名
(有)ワコー産業	3名	和歌山県廃棄物指導室	2名
田辺保健所	1名	田辺市環境課	2名
産業資源循環協会	2名		

(3) 巡回コース：扇ヶ浜海岸駐車場 ➡ 田辺市中三栖（回収） ➡ 龍神村柳瀬（回収） ➡ 古道歩きの里「ちかつゆ」 → 田辺市ごみ処理場（搬入）

※➡は啓発パトロール

(4) 使用車両：2tユニック1台、2tダンプ2台、1tトラック1台、軽ダンプ2台、軽トラック4台、乗用車3台 計13台

(5) 撤去した物：タイヤ、掃除機、電気ポット、配管、波板、廃プラ、木くず、金属くず、空き缶、ペットボトル及びその他可燃ごみ

(6) 撤去した量：2tユニック1台、2tダンプ1台、1tトラック1台 計370kg

(7) 撤去場所等：田辺市中三栖・龍神村柳瀬の2ヶ所



4-⑥ 第7回親睦チャリティーゴルフコンペ

令和5年11月1日(水)に南紀白浜ゴルフ倶楽部において、親睦チャリティーゴルフコンペを開催し、27社32名の方々にご参加いただきました。

当日は、天候にも恵まれ絶好のゴルフ日和となり、気持ちよくプレーすることができ、プレー終了後は、表彰式を行いました。また、平成19年から参加者の方々にはチャリティー募金活動にご協力いただき、和歌山県下30市町村に「車いすの寄贈」を行ってまいります。なお、今回の寄贈については次号で掲載いたします。

今後も皆様のご理解をいただき、協会会員親睦の一環として続けていきたいと考えていますので、皆様のご参加をお待ちしています。

○順位(敬称略)

BG賞・優勝：小椋 孝也(小椋リビングクリーン株)

2位：野村 憲司(株エコワーク TANABE)

3位：畑中 昭彦(環境リサイクル株)

4位：瀧本 利生(有国辰商事)

5位：宮本 勝巳(株保険工房ハートワン)

6位：和田 秀人(株古勝)

7位：松田 多永(株松田商店)

8位：井口 恵司(和歌山スチール協同組合)

9位：須磨 徳裕(株吉建)

10位：田中 秀昭(田中海運株)

15位：田村 友彦(赤井工業株)

20位：松田 洪毅(株松田商店)

25位：樋口 真司(SJリサイクル株)

名誉会長賞：北 敏彦(株吉田組)

BB賞：小西 洋輝(益田工業有)



4-⑦ 相互安全衛生パトロール

令和5年12月11日（月）に紀北支部の中間処理を行う2事業所で、会員相互の労働安全衛生水準の向上を図るための相互安全衛生パトロールを実施しました。

協会からは、現安全衛生促進委員と青年部会から選任した新委員、青年部会長、外部からは、独立行政法人労働者健康安全機構の和歌山産業保健総合支援センター労働衛生コンサルタントが参加し、2事業所の現場責任者に、選別や破碎、天日乾燥施設や作業状況の説明案内をしていただきました。

巡回中は、参加者の間で活発な意見交換が行われ、「相互の気付き」による安全衛生の確保につながる有意義な1日となりました。

労働衛生コンサルタントからパトロールを終えて

はじめに、今回の相互安全衛生パトロールで訪問した2事業場とも、長年に渡りゼロ災を継続されているとお聞き致しました。無災害に向けた不断の努力の賜物と思います。朝、元気に出社した人がケガのために自宅に帰れない、最悪死亡してしまうといったことは許されることではありません。これまでの安全成績は幸運に恵まれ、実力以上の結果が出ているという位の気持ちになって頂き、今後、更なるゼロ災継続に向けた仕掛けを講じて頂ければと思います。これからもゼロ災を継続していただくため、「元気に出勤、元気に帰宅」を合言葉に、全員が本気で「全員の安全」を考えるように、安全衛生委員会等の場はもとより常日頃から経営者や管理監督者が先頭に立って「安全第一」を本気で、態度で示すようお願いいたします。

今回は2事業所の一部の作業しか確認できていませんが、2事業場とも「重機」に起因するリスクが最も大きく、重篤な労働災害につながるというのが共通の認識かと思えます。対策の基本は「人車分離」だと思います。「重機」に起因する災害リスクの及ぶエリアは如何なるものも「立ち入らない」「立ち入れない」ようにすることを真剣に考え、それを身内や部外者を問わず誰にでも分かるように「見える化」することに最大限知恵を絞り、力を注ぐようお願いいたします。当然、「人車分離」が非常に難しいところもありますが、重機災害リスクのある事業場ではその中で「何ができるか」を必死に考え、出来ることだけでも確実に実施しながらゼロ災を継続していただきますようお願いいたします。ただ、事業所によっては、技術面、費用面等の制約により完全にリスクを無くすことができない場合も多く、どうしても「人」の注意力等に頼った対策を選択しなければならないこともあります。例えば、フォークリフトや重機稼働中の作業エリアへの立ち入り制限等については、「立ち入り時の取り決め事項」を全ての関係者に周知・遵守させない限り災害はなくなりません。誰にでも分かる注意喚起のための表示標識類の設置や、作業エリアの入り口にパトライト等を設置し点滅中は立入を禁止とするといった取り決め事項の明確化、朝礼や安全会議等の場での遵守指導等々、あの手この手の「本気の指導」をお願いします。その他、人の行動面に起因する災害を防ぐための安全文化の土台作りとして、安全3原則

「止める（修理や点検などは機械設備を止めて行う）・離れる（稼働中のフォークリフトや重機には近付かない、吊り荷の下には入らない）・手足元の確認（重機運転室への昇降時、歩行・階段昇降時等の他、開口部近傍等）」の定着指導も一考頂きたいと思います。また、経営のパロメーターと言われている「4S（整理・整頓・清潔・清掃）」やヒヤリハット活動など、従来から取り組んでこられた安全活動は決して形骸化させることなく継続していただきますようお願いいたします。

パトロール実施事業所からのコメント

今回から相互安全衛生パトロールと青年部の事業所見学が一体となり、また外部パトロール担当も民間での起用に併せて変更していたため、従来よりも風通しの良い相互に活発な意見が出た非常に意義のある事業所見学でした。パトロールの最後にコンサルタントの方が仰られた「物理的な事故防止措置はもとより、それ以上に社員一人一人の安全への高い意識と現状に慢心することなく、常に向上していく心構えが大切である。そして社員の安全と健康があってこそ事業継続ができる。」という言葉には感銘を受けました。社内での重要展開事項として共有し、今後に活かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

今回の相互安全衛生パトロールでは、自己の事業場内を、安全衛生促進委員で経験豊富な方や青年部で活動している同年代の新委員と一緒に、いろいろな話や意見を聞きながら巡回し、安全第一で取り組むべきことがまだまだたくさんある、また、労働衛生コンサルタントの方からは、災害ゼロを継続していくことの難しさ、上に立つ者の意識の持ち方の重要性を教えてくださいました。今日の「気付き」を従業員と共有し、新たな気持ちで、災害ゼロを継続していくよう取り組もうと思います。貴重な体験、ありがとうございました。



4-⑧ 青年部会活動

1. 和歌山県青年部会会議報告

○令和5年度第3回役員会

開催日：令和5年8月7日（月）

場 所：和歌山商工会議所 4階 第3会議室

議 題：（1）令和5年度リスクアセスメント推進研修会の講師について
（2）会員相互の事業所見学について
（3）県・循環型社会推進課との勉強会について
（4）その他

○令和5年度第4回役員会

開催日：令和5年10月10日（火）

場 所：和歌山商工会議所 4階 第3会議室

議 題：（1）会員相互の事業所見学について
（2）県・循環型社会推進課との勉強会について
（3）その他

○令和5年度第5回役員会

開催日：令和5年12月5日（火）

場 所：韓杯（和歌山市）

議 題：（1）会員相互の事業所見学について
（2）県・循環型社会推進課との勉強会について
（3）その他

2. 全国産業資源循環連合会青年部協議会活動

○第12回全国大会九州大会 in 沖縄

開催日：令和5年10月27日（金）

場 所：那覇文化芸術劇場なは一と（沖縄県）

内 容：全国各地の青年部メンバー600人以上が集結し4年ぶりに開催されました。はじめに、記念事業が行われ、「サンゴの再生への挑戦 私たちは学び、行動する」をテーマにサンゴ養殖家の金城氏の講演、サンゴの苗つけ等が行われました。続いて、大会式典が行われ、沖縄県の照屋副知事、那覇市の古謝副市長、全産連の永井会長等から挨拶がありました。式典終了後の交流会では早食い競争やシークレットライブ等があり大いに盛り上がりました。和歌山県青年部会から事務局含む10名が参加しました。

5 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

5-① 会議報告

○令和5年度第1回全国正会員事務局責任者会議（web会議）

開催日：令和5年8月24日（木）

出席者：事務局

議 題：＜報告事項＞

- （1） 「令和5年度事業計画」について
- （2） 産業廃棄物処理検定について
- （3） 令和5年度「第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会」開催について

○第68回理事会（web会議）

開催日：令和5年10月11日（水）

場 所：会議室

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 第69回理事会及び賀詞交歓会（令和6年1月12日（金）明治記念館）の開催について

第2号議案 部会運営委員の選任（交替）について

＜協議事項＞

- （1） 令和6年度「第20回産業廃棄物と環境を考える全国大会」（令和6年秋）の開催について
- （2） 賛助会員への加入の承認について（㈱JEMS）
- （3） （公社）全国産業資源循環連合会設立40周年事業について
- （4） その他

○女性部協議会「第2回 全国女性部会のつどい」

開催日：令和5年11月10日（金）

場 所：グランドニッコー東京 台場

出席者：会長

○第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会

開催日：令和5年11月10日（金）

場 所：グランドニッコー東京 台場

出席者：会長他

5-② 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第60回理事会（web会議）

開催日：令和5年10月11日（水）

出席者：名誉会長（政治連盟理事長）

議 題：（1）地区政治連盟の拡大について（報告）

（2）全国産業資源循環連合会政治連盟の活動報告について

（3）令和5年収支決算報告（中間報告）及び寄付金の支援状況について

（4）その他

6 事務局だより・情報コーナー

6-① 「令和5年度和歌山県ごみの散乱防止強化月間」出発式への出席について

令和5年10月3日（火）、和歌山県庁正面玄関前広場で「令和5年度和歌山県ごみの散乱防止強化月間」の出発式が開催され、当協会から松田会長が出席しました。

和歌山県では令和2年10月1日に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を全面施行し、毎年10月を強化月間と位置づけ、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに取組みを強化しています。

出発式には、岸本和歌山県知事をはじめ、山本環境生活部長、和歌山県警、和歌山海上保安部、田辺海上保安部、海南海上保安署、民間の協力団体からは当協会、和歌山中央郵便局、農業協同組合中央会、和歌山県森林組合連合会、和歌山県フライヤー連盟が出席し、協力団体を代表して、松田会長が挨拶を行いました。また、10月中に当協会が実施する不法投棄防止巡回パトロールが、強化月間の取組みとして紹介されました。

式典後、和歌山県のPRキャラクター「きいちゃん」の合図で、環境監視員9人や民間の協力団体の車両などが、監視パトロールに出発しました。



6-② 災害廃棄物処理に対する取り組み

1. 災害廃棄物部会について

当協会では、和歌山県及び和歌山市、和歌山県内29市町村と締結している大規模災害時における協定書・覚書に対応する協会体制の構築及び関係機関等との連携を推進していくことを目的に、令和5年4月27日に開催した令和5年度第1回理事会において災害廃棄物部会の設立が承認され、副会長4名が部会運営委員として部会長及び副部会長に選任されました。また、令和5年7月10日に第1回災害廃棄物部会を開催し、部会長及び副部会長4名で協会5支部（紀北支部、和歌山支部、海南・有田支部、御坊・田辺支部、紀南支部）から委員8名の選任を行い、令和5年10月10日に第2回災害廃棄物部会を開催し、各市町村と地域として連携が図れる組織体制について、県や各市町村から災害廃棄物処理について協力要請があった場合はどこまで対応するのか、災害時に資機材・人員・収集運搬車両はどのように確保するか等について協議しました。

2. 災害廃棄物処理に関する各協定等の締結について

当協会は、大規模災害の発生時における災害廃棄物処理に備え、平成18年7月に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しました。平成23年に発生した紀伊半島大水害では、同協定に基づき9か月にわたる災害廃棄物処理を行いました。この経験から、災害時に発生した廃棄物は一般廃棄物に該当し、各市町村の責務であることから、より迅速、適正な処理を行うため、平成29年に和歌山市と「災害時廃棄物の処理等に関する協定書」を締結し、平成27年から令和2年にかけて8市20町1村と県との協定に基づく「覚書」を締結しました。また、和歌山県内だけでは対応できない大量の災害廃棄物が発生した場合に広域での処理が迅速に行えるよう、令和2年7月に近畿2府4県で構成する「全産連近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定書」を締結しています。

近年、全国各地で毎年のように台風や大雨による大規模な自然災害が発生しており、今年も全国各地で線状降水帯の大雨による影響で被害が相次いで発生しました。和歌山県では6月に、台風2号による線状降水帯の大雨により、一部地域で警戒レベル最大の「レベル5」である緊急安全確保が発令されたのをはじめ、浸水や冠水、土砂災害等による大きな被害がありました。当協会では、いつ起こるかかわからない大規模災害で発生した、大量の廃棄物の処理が速やかに行えるよう、行政や関係各機関、協会正会員が連携し、意識の共有を図り、災害廃棄物処理が円滑に行えるよう取り組んでいます。

3. 令和5年度和歌山県災害廃棄物処理図上演習への参加について

12月20日（水）みなべ町中央公民館で、和歌山県主催による令和5年度和歌山県災害廃棄物処理図上演習が開催されました。和歌山県職員13名、市町村職員22名、（一社）和歌山県清掃連合会1名、（一社）和歌山県一般廃棄物協会2名、当協会から事務局含む9名が参加しました。

6月2日の台風2号に伴う線状降水帯の大雨による災害に関し実施された、災害査定に

ついて和歌山県と近畿地方環境事務所からフィードバックが行われ、実際に体験した災害廃棄物処理で見えてきた課題について7グループに分かれ、グループワークが行われました。続いて、南海トラフ巨大地震が発生したとの想定で、県・市町村の災害廃棄物処理計画などを参考にしながら、災害廃棄物の発生量を推定して集積場の必要面積を算出、集積場候補地を選定し、集積場のレイアウト、資機材や運搬車両等の必要数、管理運営はどうかなど、初動対応についてシミュレーションを行いました。また、終了後には各チーム間でのような結果になったか等について意見交換を行い、最後に近畿地方環境事務所から講評が行われました。

今回の図上演習でも災害廃棄物部会委員が自治体職員に混ざり意見交換を行う事ができ、平時からブースターパック（発災後の災害廃棄物対策のうち、仮置場の選定からレイアウト、仮置場チラシ作成までの手順をシミュレーションすることができるエクセルツール）を使用し、集積場を選定しておくことの重要性、災害が起こる前の住民への事前周知の必要性等を改めて認識しました。



6-③ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

2023年度は、【オンライン形式】と【対面形式】で開催されます。

【オンライン形式(午前・午後)】

会社やご自宅から事前にオンラインで「講義」の動画を視聴し、「修了試験」は下記日程表に記載した試験会場に会場して受験する2段階形式の講習会です。

【対面形式】

下記日程に記載した会場で「講義」と「修了試験」を受ける対面の講習会です。
申込方法は講習会主催のJWセンターホームページからのWeb申込みのみとなります。

オンライン講習会試験日・対面講習会開催日 近畿地区日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程※1	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程※2	収集運搬課程	処分課程※3	
オンライン	25,300円	39,600円	37,400円	56,100円	16,500円	20,900円	13,200円
対面	29,700円	48,400円	46,200円	—	19,800円	24,200円	13,750円
R6年 1月	兵庫: 17(前)18(後) 大阪:24(前)				大阪: 10(前)11(前) 兵庫: 16(前)17(後) 滋賀:24(前)	大阪:23(後)	大阪: 10(後)11(後) 兵庫: 16(後)18(前) 滋賀:24(後) 大阪: 23(前)24(後)
2月	和歌山: 6(前) 大阪: 8~9(対面) 兵庫:9(前) 京都:20(後)	京都:21(前)			和歌山: 6(後)7(前) 兵庫: 7(後)8(前) 9(後) 京都:21(後) 大阪:27(対面)	兵庫:7(前)	兵庫:8(後) 京都:20(前) 大阪: 28(対面)
3月	大阪:6(前)		大阪:5(後)	大阪:7(前)	大阪:7(後)		大阪: 5(前)6(後)

※1 新規処分課程に追加して新規収集運搬課程を受験することができます。

※2 新規特管処分課程に追加して新規特管収集運搬課程を受験することができます。

※3 更新処分課程に追加して更新収集運搬課程を受験することができます。

詳細はJWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

許可の有効期限にご注意！！

産業廃棄物処理業の許可の
更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

- 当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。
他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。
- 更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。
- 許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。
- 和歌山県・和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>



【全国クラウド実践大賞2023 近畿大会最優秀賞を受賞しました！】

Q.クラウド実践大賞って？

A.クラウドサービスを使って、業務改善を行った事例を発表する大会です。インターネット上で使えるサービスで、ハードディスクのようにデータを保管したり、決裁を電子化したりする商品があります。月額で気軽に使え、どのPCやスマホからも使えるので最近注目を集めている商品形態です。

【小森組のDX（デジタルトランスフォーメーション）】

小森組では、約2年半前からDXに取り組んでいます。理由は、日本は確実に「人間」が減るからです。従業員が減った状態でも売上や利益を確保するためには、生産性を上げる他ありませんし、経験者や専門学部の学生も減っていくため、未経験者を育成し、いち早く戦力にする必要もあります。

「生産性向上」「人材育成」の2つを叶えるために、便利なIT技術に思いっきり頼れないかと考え、

DXを始めてみました。まずは本業の「モノをつくる」ことの効率を上げようと、i-construction（ICT技術を用いた施工）を内製化しました。初めてのことでありましたが、3Dの図面は経験が浅い若手の測量を助けてくれました。自動運転の建機はオペの負担を大幅に楽にしてくれました。知識や経験が不可欠な建設業でも、IT技術は業務のハードルを低く、簡単にしてくれ、属人化を解消してくれることを実感できました。



そういったことで味を占めてくると、今度は業務全体でもなにかやれないかと目がきました。それまでは紙やメールが中心だった決裁書類や情報共有手段をクラウドにしてみました。決裁期間が短くなり、書類の紛失が無くなり、何より皆が情報を共有できるようになりました。工事書類やISOなども共有しているので、新人は人の仕事を参考にでき、ものを探す手間も楽になりました。また便利な技術を使っていると、「こんなこともできるんじゃない」と社員からの提案も増え、社内文化が少し変わったことも嬉しかったです。

【IT技術で暮らしを豊かに】

DXは、最初は戸惑うことが多いです。会社全体で思いっきり戸惑います（笑）でも一度IT技術の力を借りて便利な方法が定着すると、これほど力強いことはありません。常に最新の技術に胸を借り、変化していくことで、予測しづらい未来でも、社員全員で生き抜けるような会社を目指していきたいです。

6-⑥ 新入会員の紹介

令和5年に入会された新入会員をご紹介します！

正会員

(株)和秋建設(代表者名 前田 純)

〒640-8017 和歌山市北新戎ノ丁 22 TEL 073-463-0748

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000231653

今回新規入会をしました、株式会社和秋建設の前田です。

地元の木材を使い建築工事を行っている会社です。

地域経済発展の為、微力ながら頑張っております。



紀北造園土木(株)(代表者名 小嶋 康敬)

〒649-6561 紀の川市荒見 563 TEL 0736-73-3492

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03001066052

処分業

県 03021066052

土木・造園工事業を中心に、木くずの中間処理業を行っております。

法令を遵守し、持続可能な循環型社会への取り組みに日々貢献し、

業務を努めてまいります。



英和興業(株)(代表者名 廣田 美里)

〒649-2521 西牟婁郡白浜町大古 537-126 TEL 0739-87-2028

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03006212672

弊社は、家屋解体を主として事業を行っております。

この度入会する事になりました。今後とも宜しくお願い致します。



E I W A
KOGYO CO.,LTD.

(株)福山林業(代表者名 福山 武夫)

〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見 2838-1 TEL 0739-34-3110

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03006219020

新規入会させていただきました株式会社福山林業と申します。

協会の方針、活動について理解し、日々精進していきます。

よろしくお願いいたします。



南青株(代表者名 阪本 芳弘)

〒649-2201 西牟婁郡白浜町堅田 2760-39 TEL 0739-33-2270

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03006227016



この度、入会させていただくことになりました、南青株式会社の阪本と申します。弊社は、収集運搬業を行っております。環境に配慮し、地域の未来作りに努力いたします。

(有)ダイキ・サービス(代表者名 大江 規彦)

〒649-3503 東牟婁郡串本町串本 2382 TEL 0735-62-4057

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03007195604



この度、新規入会させて頂く事になりました有限会社ダイキ・サービスの大江です。弊社は一般貨物運送を主にしている会社ですが、家電の設
設配送を行う為に2017年に収集運搬業を取得しました。2022年より
新たにダンプ等の建設関係にも参入しています。地域の皆様方に信頼
される企業として、より一層努力して参ります。皆様のご指導ご鞭撻のほ
どよろしくお願いいたします。

賛助会員

(株)オクトモリース(代表者名 奥 智勝)

〒649-6553 紀の川市深田 51-7 TEL 0736-73-6688

業種:建設機械器具を中心としたレンタル、販売、修理、買取、解体業



この度、入会しました株式会社オクトモリースの奥です。

弊社は、建設機械のレンタル・修理・販売を行っています。

最高のサービスを提供できるよう、全力で頑張りますのでよろしくお願い致します。

6-⑦ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、廃棄物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の推進を図り、産業の健全な発展、生活環境、自然環境の保全と公衆衛生の向上、社会貢献に寄与することを目的としています。廃棄物の適正処理を行うことにより、地域住民や行政との信頼関係を築き、「安全・安心まちづくり」（和歌山県安全・安心まちづくり条例）に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、産業廃棄物に携わる多くの方々が結束し、組織をさらに強固なものにしていくことが必要です。会員各位におかれましては、こうした趣旨をご理解いただき、未加入の許可業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員として、入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

○入会のメリット

社会的信用の向上

当協会では、和歌山県、和歌山市との災害廃棄物処理に関する協定及び県内29市町村との覚書により、県内で災害が発生した時は、災害廃棄物処理についての協力支援を行います。また、大規模な清掃活動としてクリーンアップキャンペーン、不法投棄防止巡回パトロール（和歌山市域、紀北地域、紀南地域）による不法投棄物の撤去活動等を行い社会貢献に取り組み、安全衛生推進活動にも力を入れています。このような事業を推進する団体に入会することは環境等に意識の高い企業と認知され、社会的信用を得ることにつながります。各会員には、協会ロゴマーク入り会員証・記章を発行しており、各車両にロゴマーク入り会員証を貼ることにより、適正処理業者としての証しとなります。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

当協会では和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しています。会員の皆様は、当協会交付の証明書により建設業の経営事項審査の加点を受けることができます。

協会が主催する研修会・講習会への無償又は会員価格で参加

当協会では労働災害防止のための、救命講習、交通安全講習、労働基準監督署との安全衛生研修会、廃棄物処理法や関係法令等の説明を含めた支部研修会、産業廃棄物を取り扱う方向けに委託契約、マニフェスト等の基礎知識を学ぶ現場担当者研修会など多くの研修会を開催しています。会員の皆様には無償又は会員価格でご参加いただけます。

産業廃棄物処理業許可の有効期限到来のお知らせ

和歌山県・和歌山市の産業廃棄物処理業の許可の有効期限の到来をお知らせします。

その他

随時必要な法律改正とその解説や新しい行政の指導通達及び業界情報をホームページやファックス、メール等でお知らせいたします。また、協会会員であることを認知してもらうため、会員名簿を県・市町村及び関係団体等に配布し、外部からの処理業者の問合せに対しては事業区分に応じた会員を優先的にご紹介しています。

○入会方法及び入会金

入会申込書を提出していただくことになっています。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員（収集運搬業）年額 84,000円（処分業）年額 120,000円

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◆◆◇
〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル
TEL : 073-435-5600 FAX : 073-424-5553
E-mail: wasanpai@sanpai.com URL: http://wakayama.sanpai.com

6-⑧ 建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。会員の皆様には、これに伴う各種調査等に協力することによって、当協会から証明書の交付を受け、この制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

当社は、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う「大規模災害時における災害廃棄物の処理等」に協力することをお誓いいたします。

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 和歌山県知事許可(般-11)第11111号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 (直近の決算日)	令和 年 月 日

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
会長 松田美代子様

FAXでお申し込みください。(FAX番号:073-424-5553)

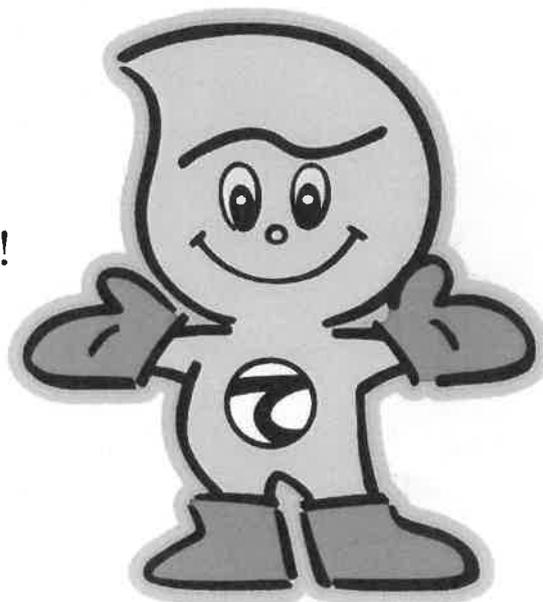
全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い!

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志(令和5年9月21日現在123名)による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。こうした追い風はありますが、我々は今まで以上、全国産業資源循環連合会会員が一丸となった団結力で、業界の将来を見据えた活動を強力に推進していかなければならないのではないのでしょうか。業界の目的を達成するには、まだまだ多くの方の理解を求め、力を貸していただくための積極的な活動が必要であります。皆様には、そうした活動の拠点となる全産連和歌山県地区政治連盟に是非ともご加入よろしくお願いたします。

てき丸くんからのお願い!



6-⑩ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業（産業廃棄物処理業を含む）が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことでありますが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

[労働災害防止対策]

1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

2 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃PCBの無害化処理作業におけるPCBばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。

その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハット」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 分類 (1) 収集運搬 (収集運搬車両運転中を含む) (2) 中間処理 (3) 最終処分
 2 事故の型 (1) はさまれ (2) 巻き込まれ (3) 墜落 (4) 転落 (5) 転倒 (6) 爆発 (7) 火災 (8) 衝突
 (9) その他 ()

会社名			
担当者名			
住所	〒		
連絡先	TEL	—	—
	FAX	—	—
いつ	令和	年	月 日 (時 分頃)
どこで (発生場所)			
何をしているとき(発生時作業内容)			
何がどうした・どうなった (要因と結果)			
改善すべき事項(個人的・社内的)			
改善した結果(効果)			

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 TEL 073-435-5600 FAX 073-424-5553
 E-Mail wasanpai@sanpai.com

(公社) 全国産業資源循環連合会では産業廃棄物処理業者の労働安全に対する関心を高めることを目的に労働災害情報を収集し、同類事故防止対策と併せて情報提供しています。

きましては、労働災害情報及び同類事故防止対策を紹介しますので、参考にさせていただき、労働災害のない職場づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

全産連労災発生情報 No.202301-1 「焼却炉をメンテナンス中にごみ押出機が突然動き出し、焼却炉の壁に挟まれ死亡」

【概要】

焼却炉をメンテナンスしていた作業員が、停止していたごみ押出機が突然動き出し、ごみ押出機と焼却炉の壁にはさまれ死亡した。

【推定要因】

機械設備・有害物質の種類（起因物）	ごみ押出機
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
発生要因（管理）	安全措置の不履行

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- 点検口を開けた時は機械の運転が停止する構造とすること。
- 点検の引き継ぎをする場合は、安全な点検方法を検討し、文書に記載しておこなうこと。
- 機械に不具合が発生した場合には先送りすることなく、直ちに補修等を行うこと。
- 機械の各部分をあらかじめ調査し、点検等が必要な部分について、安全な作業手順を確立すること。
- 作業者に安全衛生教育を実施すること。

全産連労災発生情報 No.202301-2 「廃材をベルトコンベヤーに搬入していたところ、転倒し、破砕機に巻き込まれ死亡」

【概要】

廃材をベルトコンベヤーに搬入していた作業員が、ベルトコンベヤーに引っかかったごみを除去しようとしたところ転倒し、ベルトコンベヤーに引っ張られ、破砕機に巻き込まれて死亡した。

【推定要因】

機械設備・有害物質の種類（起因物）	動力運搬機
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
発的要因（物）	防護・安全装置がない
発的要因（人）	省略行為
発的要因（管理）	動いている機械、装置等に接近

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・稼働中のベルトコンベヤー上の異物などを取り除く場合、電源を切って機械を止めた上で作業を行うなどの作業手順を作成すること。
- ・ベルトコンベヤーの柵囲を十分にすること。
- ・ベルトコンベヤーを非常停止させるためのリモコンスイッチを携帯すること。
- ・ベルトコンベヤー作業者の保安教育を徹底すること。
- ・回転部に巻き込まれるおそれが想定される箇所には、覆い、囲い、あるいは巻き込み防止ブロック等を設けること。
- ・設計時、設備導入時等に、導入設備における作業（非定常作業を含む）に係るリスクアセスメントを実施し、潜在的危険有害性を把握し、その除去低減対策を講じること。
- ・作業を監視人する専任者を配置すること。

全産連労災発生情報 No.202303-1 「焼却炉内の灰を除去作業中に機械のベルトに巻き込まれ死亡」

【概要】

焼却炉内の焼却灰を除去していた作業員が焼却灰を集める機械のベルトに巻き込まれて死亡した。

【推定要因】

被害者数	死亡者 1 名
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
発生要因（物）	防護・安全装置がない
発生要因（管理）	動いている機械、装置等に接近

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・点検・調整作業等に際して、挟まれ・巻き込まれの恐れのある部分には、覆い等を設けること（労働安全衛生規則第 101 条第 1 項）。
- ・機械のそうじ等を行う場合には、原則として運転を停止して行うこととされている（労働安全衛生規則第 107 条）。やむをえず運転中に行うときは、できるだけ幅広く操作できるロープ式等の非常停止装置を設置すること。
- ・点検、調整（そうじを含む）等の作業をも含めた作業標準を、関係作業者に周知徹底し、確実に順守させること。

全産連労災発生情報 No.202306-1 「会社敷地内でトラックにはねられ重体」

【概要】

会社敷地内で社員が運転するトラックに同会社の役員がはねられ重体

【推定要因】

機械設備・有害物質の種類（起因物）	トラック
災害の種類（事故の型）	交通事故（その他）
発生要因（物）	区画、表示の欠陥
発生要因（人）	危険感覚
発生要因（管理）	合図、確認なしに車を動かす

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・車両系荷役運搬機械等の走行路と作業者の通行路等を区画し表示すること
- ・車両系荷役運搬機械等に接触する恐れがある場合は、立入禁止、または誘導員の配置を行うこと
- ・危険箇所への接近禁止、誘導方法等を含め安全教育を十分に実施すること

全産連労災発生情報 No.202309-1 「クレーン車でコンテナを荷台に積み込んでいたところフックが外れ、その反動で胸を強く打ち死亡」

【概要】

クレーン車でコンテナを荷台に積み込んでいたところ、コンテナに引っ掛けていたフックが外れ、コンテナ（10トン）が落下した衝撃で車内が大きく揺れ、車内にいた従業員が胸を強く打ち死亡

【推定要因】

機械設備・有害物質の種類（起因物）	クレーン付きトラック
災害の種類（事故の型）	激突
発生要因	物自体の欠陥
発生要因（管理）	欠陥のある機械、装置、工具、用具等を用いる

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・点検を確実に実施する。メーカーが示した点検基準に沿って日常点検、定期点検を実施し、異常を認めた場合には、適切な修理等を行う。
- ・シートベルトの使用を徹底させる。
- ・荷重を考慮し、安定してつり上げることができる方法で行う。また、つり荷の振れや傾きを確認する。

6-11 大阪湾広域臨海環境整備センターからのお知らせ

処分料金改定の予定について

平素より大阪湾広域臨海環境整備センターをご利用いただき、ありがとうございます。

当センターでは、「一般廃棄物」、「産業廃棄物の全品目」及び「管理を要する陸上残土」につきまして、令和6年4月1日から、処分料金の改定を予定しています。

これまで、近年の3R推進による廃棄物量の減少傾向に加え、施設の老朽化による保全経費の増加などにより今後極めて厳しい経営状況が見込まれることから経費削減や経営の効率化に鋭意取り組んでまいりましたが、ここ数年の物価・労務単価の上昇に伴うコストの更なる増加により、さらに厳しい状況が見込まれるところです。

排出事業者の皆様にはご負担をおかけしますが、今回の処分料金改定は、今後も広域処分場を長期的かつ安定的に運営していくために必要なものですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年9月

大阪湾広域臨海環境整備センター

記

(1トン当たり、税込)

区 分	現行処分料金 〔～R6.3.31〕	改定処分料金 〔R6.4.1～〕	改定額
一般廃棄物	11,110 円	12,870 円	+1,760 円
上水汚泥（公共系）	11,110 円	12,870 円	
下水汚泥（公共系）	11,110 円	12,870 円	+1,540 円
燃え殻	20,680 円	22,220 円	
汚泥A	13,310 円	14,850 円	
汚泥B	16,060 円	17,600 円	
鋳さい	11,660 円	13,200 円	
ばいじん	20,680 円	22,220 円	
廃プラスチック類	16,060 円	17,600 円	
ゴムくず	15,070 円	16,610 円	
がれき類	10,670 円	12,210 円	
金属くず	12,870 円	14,410 円	
ガラスくず及び陶磁器くず	12,870 円	14,410 円	
シュレッダーダスト	25,190 円	26,730 円	
その他の産業廃棄物	20,680 円	22,220 円	
管理を要する陸上残土 A・B	12,210 円	14,190 円	+1,980 円

※陸上残土（管理を要する陸上残土を除く）については、今回改定はありません。

【問い合わせ】

大阪湾広域臨海環境整備センター業務課 電話06-6204-1722（直通）

受入量算定方法の見直しについて

平素より大阪湾広域臨海環境整備センターをご利用いただき、ありがとうございます。
 当センターでは、廃棄物等の搬入時に受入量を算定する方法につきまして、実態に応じた取扱いとするため、下記のとおり令和6年4月1日から見直しを予定しています。
 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年9月

大阪湾広域臨海環境整備センター

記

<変更内容> 受入量の算定単位を「1トン」から「0.1トン(100kg)」に変更
(陸上残土も含め、全ての品目が対象)

【現行】

トン未満の小数第二位(10kg台)を四捨五入、第一位(100kg台)を五捨六入し、
1トン単位で算定 (最低1トン)



【変更後】

トン未満の小数第二位を切り捨て、0.1トン(100kg)単位で算定 (最低1トン)

【具体例】 (実際の搬入量が10 t 前後の場合)

実際の搬入量 (kg)	現行	算定量 (t)	
		変更後	比較
9,450 ~ 9,490	9	9.4	+0.4
9,500 ~ 9,540		9.5	+0.5
9,550 ~ 9,590	10		▲0.5
9,600 ~ 9,690		▲0.4	
9,700 ~ 9,790		▲0.3	
9,800 ~ 9,890		▲0.2	
9,900 ~ 9,990		▲0.1	
10,000 ~ 10,090		±0.0	
10,100 ~ 10,190		+0.1	
10,200 ~ 10,290		+0.2	
10,300 ~ 10,390		+0.3	
10,400 ~ 10,490		+0.4	
10,500 ~ 10,540	11	10.5	+0.5
10,550 ~ 10,590			▲0.5
10,600 ~ 10,690		▲0.4	

【問い合わせ】

大阪湾広域臨海環境整備センター業務課 電話06-6204-1722 (直通)

7

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の令和5年主要事業・行事

月	日	主催・事業	場 所	行 事 内 容
1	5	和産協:新年あいさつ	和歌山県庁知事室	岸本周平県知事への新年あいさつ
	18	和産協:支部研修会	和歌山商工会議所	和歌山支部、有田・海南支部研修会
	19	和産協:支部研修会	粉河ふるさとセンター	紀北支部研修会
	24	和産協:支部研修会	東牟婁振興局	紀南支部研修会
	31	和歌山県地区政治連盟理事会	協会会議室	令和5年 和歌山県地区政治連盟 第1回理事会
2	3	全産連:責任者会議	Web会議	令和4年度 第2回全国正会員事務局責任者会議
	6	全産連:政治連盟	Web会議	全国産業資源循環連合会政治連盟第58回理事会
	7	和産協:青年部会	和歌山市勤労者総合センター	令和4年度 第6回青年部役員会
	7	JWセンター:許可講習会試験	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	【午前】新規 収集運搬課程 【午後】更新 収集運搬課程
	8	JWセンター:許可講習会試験	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	【午前】更新 収集運搬課程
	9	和産協:支部研修会	上富田文化会館	御坊・田辺支部研修会
	10	和産協:災害廃棄物処理	和歌山市勤労者総合センター	第2回「災害廃棄物処理に関する組織設立についての会議」
	15	和産協:常任理事会	協会会議室	令和4年度 第4回常任理事会
	15	和産協:理事会	和歌山市勤労者総合センター	令和4年度 第4回理事会
	17	大阪協会:さんばいフォーラム	大阪府	資源循環分野におけるDXの推進とその先にある地域社会の姿
	20	全産連:近畿地域協議会	大阪府	全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
	24	和歌山県地区政治連盟総会	和歌山市勤労者総合センター	和歌山県地区政治連盟第14回総会
	27	国土交通省近畿地方整備局	大阪府	令和5年度 近畿建設リサイクル講演会・表彰式
3	3	環境省近畿地方環境事務所	Web会議	大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会
	9	和産協:県外視察研修(～3/10)	京都府・三重県	近畿電電輸送㈱ 三重中央開発㈱
	10	全産連:政治連盟	Web会議	全国産業資源循環連合会政治連盟第21回代議員会
	15	和歌山県	みなべ町中央公民館	令和4年度 第2回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会
	23	和産協:安全衛生推進委員会	上富田文化会館	労働災害事例研修会
	29	和産協:安全衛生推進委員会	和歌山商工会議所	労働災害事例研修会
4	3	和産協:義援金	和歌山県庁知事室	トルコ共和国南東部における地震被害に対する義援金の寄付
	11	和産協:青年部会	和歌山市・有田川町	青年部会員相互の事業所見学
	11	和産協:青年部会	和歌山市勤労者総合センター	令和5年度 第1回青年部役員会
	13	和産協:災害廃棄物処理	和歌山市勤労者総合センター	第3回「災害廃棄物処理に関する組織設立についての会議」
	27	和産協:常任理事会	協会会議室	令和5年度 第1回常任理事会
	27	和産協:理事会	和歌山市勤労者総合センター	令和5年度 第1回理事会
5	12	和産協:親睦チャリティーゴルフコンペ	有田リソルゴルフクラブ	第6回親睦チャリティーゴルフコンペ
	19	和産協:参加	アパローム紀の国	和歌山県一般廃棄物協会10周年記念式典
	19	全産連:青年部協議会近畿ブロック	京都府	令和5年度 通常総会
	23	和産協:車いす寄贈	串本町役場	第6回親睦チャリティーゴルフコンペの車いすを串本町に寄贈
	27	和産協:参加	岡山県	岡山県産業資源循環協会30周年記念式典
6	5	和歌山県	和歌山県庁	第22回わかやま環境賞表彰式
	8	和産協:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第11回通常総会
	8	和産協:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	講演会「災害廃棄物処理のリアル～地域復興に向けて処理事業者に期待されること～」
	8	和産協:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第11回通常総会 懇親会

月	日	主催・事業	場 所	行 事 内 容
6	8	和産協:青年部会	ダイロイネットホテル和歌山	令和5年度 第2回青年部会役員会
	8	和産協:青年部会	ダイロイネットホテル和歌山	第11回青年部会総会
	15	全産連:青年部協議会	東京都	第24回通常総会
	16	全産連:総会	東京都	第13回定時総会
	16	全産連:政治連盟	東京都	全国産業資源循環連合会政治連盟第59回理事会
	21	和産協:安全衛生推進委員会	協会会議室	安全衛生推進委員会
	25	和産協:クリーンアップキャンペーン	和歌山市	第25回クリーンアップキャンペーン(浜の宮)
	28	和歌山県	和歌山県自治会館	第1回わかやま資源自律経済ビジョン検討会
7	7	全産連:近畿地域協議会	奈良県	近畿地域協議会会議
	10	和産協:災害廃棄物部会	書面	令和5年度 第1回災害廃棄物部会
	26	和歌山県	みなべ町中央公民館	令和5年度 第1回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会
	31	和歌山県	和歌山県データ利活用 推進センター	第2回わかやま資源自律経済ビジョン検討会
8	1	日廃振センター:許可講習会試験	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	【午前】新規 収集運搬課程 【午後】更新 収集運搬課程
	2	日廃振センター:許可講習会試験	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	【午前】更新 収集運搬課程 【午後】特別管理産業廃棄物管理責任者
	7	和産協:青年部会	和歌山商工会議所	令和5年度 第3回青年部役員会
	24	和産協:常任理事会	協会会議室	令和5年度 第2回常任理事会
	24	和産協:理事会	酒直ビル3階会議室	令和5年度 第2回理事会
	24	全産連:事務局責任者会議	Web会議	令和5年度 第1回全国正会員事務局責任者会議
	28	和歌山県	和歌山県データ利活用 推進センター	第3回わかやま資源自律経済ビジョン検討会
9	6	和産協:安全衛生推進委員会	和歌山商工会議所	令和5年度 リスクアセスメント推進研修会
	12	和産協:参加	大阪府	第34回廃棄物資源循環学会研究発表会
	17	和産協:クリーンアップキャンペーン	美浜町	第26回クリーンアップキャンペーン(煙樹ヶ浜)
	29	和産協:現場担当者研修会	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	産業廃棄物処理現場担当者研修会
10	3	和歌山県	和歌山県庁	令和5年度 和歌山県ごみの散乱防止強化月間出発式
	10	和産協:災害廃棄物部会	協会会議室	令和5年度 第2回災害廃棄物部会
	10	和産協:青年部会	和歌山商工会議所	令和5年度 第4回青年部役員会
	11	全産連:政治連盟	Web会議	全国産業資源循環連合会政治連盟第60回理事会
	12	和産協:収集運搬部会	和歌山市内一円	不法投棄防止巡回パトロール
	19	和産協:収集運搬部会	紀の川市周辺	不法投棄防止巡回パトロール
	27	全産連:青年部協議会	沖縄県	第12回全国大会九州大会in沖縄
11	1	和産協:親睦チャリティーゴルフコンペ	南紀白浜ゴルフ倶楽部	第7回親睦チャリティーゴルフコンペ
	9	和産協:収集運搬部会	田辺市周辺	不法投棄防止巡回パトロール
	9	和歌山市	和歌山市勤労者総合センター	令和5年度 第1回和歌山市廃棄物減量等推進審議会
	10	全産連:女性部協議会	東京都	第2回全国女性部会のつどい
	10	全産連:全国大会	東京都	第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会
	21	和産協:常任理事会	協会会議室	令和5年度 第3回常任理事会
	21	和産協:理事会	和歌山市勤労者総合センター	令和5年度 第3回理事会
	22	和歌山県	和歌山県データ利活用 推進センター	未使用資源(廃食油)活用に係るワーキンググループ(第1回)
	22	大阪協会:さんばいフォーラム	大阪府	災害時における廃棄物対策の整備と資源循環の推進に向けた取組み
12	5	和産協:青年部会	韓杯	令和5年度 第5回青年部役員会
	11	和産協:安全衛生推進委員会	紀北支部	相互安全衛生パトロール
	20	和歌山県	みなべ町中央公民館	令和5年度 和歌山県災害廃棄物処理図上演習

会員数（令和5年11月30日現在）

	正会員数
紀北支部	36
和歌山支部	72
海南・有田支部	29
御坊・田辺支部	56
紀南支部	20
合計	213

	賛助会員数
合計	14



じゅんかんわかやま VOL.51

令和6年1月

発行人 松田美代子
企画・編集 和田年晃
発行所 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印刷 和歌山県海南市築地6-24
有限会社かさい
TEL 073-482-1647